

## 令和5年度第1回浜松市都市計画審議会会議録

都市整備 部長	次長	都市計画 課長	課長 補佐	都市総務 G L	係
------------	----	------------	----------	-------------	---

- 1 開催日時 令和5年8月3日（木）  
午後3時00分から午後4時05分
- 2 開催場所 浜松市役所 本館8階 802会議室
- 3 出席状況
- 委員 藤井 康幸、杉木 直、鈴木 英雄、  
平井 正大、小野田 康弘、久米 丈二、  
幸田 恵里子、湖東 秀隆、  
佐藤 寿延（代理：林 真弘）、  
加藤 悟（代理：稲葉 一臣）、  
廣瀬 聡（代理：川合 吉弘）
- 都市計画課 井熊都市整備部長、濱田都市整備部次長兼課長、  
磯部専門監兼課長補佐、大野木専門監
- 土地政策課 澤木専門監
- 建築行政課 鈴木都市整備部参事兼課長
- 産業廃棄物対策課 中里課長
- 【オブザーバー】  
カーボンニュートラル推進事業本部 内崎副主幹、内山主任
- 【事務局】  
都市計画課 鈴木主幹、白井主任
- 4 傍聴者 3人、記者:2人
- 5 議事内容 第1号議案 特殊建築物（廃棄物中間処理施設）の都市計画としての敷地の位置について（西区坪井町）

6 会議録作成者 都市計画課 白井

7 記録の方法 発言者の要点記録  
(会議録作成用の録音データは会議録作成後に廃棄済)

## 8 会議記録

### 1 開会

鈴木主幹・・・只今から令和5年度第1回浜松市都市計画審議会を開会します。

### 2 委員の紹介

鈴木主幹・・・学識経験者の商工業分野及び浜松市議会並びに関係行政機関からの選出委員に変更がありましたので、新たに就任した委員を紹介します。

学識経験者の商工業分野から平井正大様、浜松市議会から小野田康弘様、久米丈二様、幸田恵里子様、湖東秀隆様、関係行政機関から国土交通省中部地方整備局長である佐藤寿延様の代理で浜松河川国道事務所副所長の林真弘様、静岡県警察本部交通部長である加藤悟様の代理で交通部交通規制課長補佐の稲葉一臣様です。

### 3 定足数の確認

鈴木主幹・・・本日の審議会は、全委員14名中11名の出席をいただいております、浜松市都市計画審議会条例第6条第2項の規定の定足数に達しているため当審議会は成立します。

### 4 会長あいさつ

藤井会長・・・今日は審議の前に現地視察の時間をいただきありがとうございました。視察をして分かったこともあると思います。よろしくお祈りします。

### 5 議事録について

鈴木主幹・・・浜松市都市計画審議会条例第6条第1項の規定により、会長が議長となりますので、藤井会長に進行をお願いします。

藤井会長・・・浜松市附属機関等の会議録の作成及び公開に関する要綱により、本日の会議の議事録作成人及び署名人を指名します。議事録作成は事務局をお願いします。議事録署名人は私と小野田委員をお願いします。

### 6 会議の公開・非公開の採決

藤井会長・・・本日の会議の公開並びに非公開について、浜松市附属機関の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定に基づきお諮りします。本日の案件は、「第1号議案 特殊建築物（廃棄物中間処理施設）の都市計画としての敷地の位置について（西区坪井町）」の1議案です。個人情報等の取り扱いがありませんので公開で行いたいと考えますがご異議はございますか。

委員・・・「異議なし」との声あり

藤井会長・・・異議なしと認め、会議は公開とします。

《傍聴人入室》

## 6 議事

藤井会長・・・それでは議事を進めます。「第1号議案 特殊建築物（廃棄物中間処理施設）の都市計画としての敷地の位置について（西区坪井町）」について、事務局の説明をお願いします。

《事務局（都市計画課）、産業廃棄物対策課、建築行政課から概要説明》

説明資料：令和5年度第1回浜松都市計画審議会要綱

当日配布資料

藤井会長・・・当日配布資料66ページに車両の搬出・搬入経路がありますが、必ずこのルートを通るのでしょうか。このルートとした理由を教えてください。搬出車が北に進むことはありませんか。

産業廃棄物対策課・・・当日配布資料42ページをご覧ください。地元と締結した環境保全協定の別紙にて、敷地への搬入搬出ルートを示しており、北側から搬入し、搬出は南側に出ていくと地元には説明しています。44ページの維持管理計画（2）の搬入搬出計画でも、浜松環状線を利用し、搬入搬出すると記載しております。交通事故防止の観点からこのように地元と約束しております。

建築行政課・・・信号がない交差点ですので、申請者には必ずルールを守っていただきます。交通安全に配慮するという申請者の約束でございます。

藤井会長・・・分かりました。他にございますか。

久米委員・・・現地の道路事情を考えますとあの辺りは道路が狭いので、北側から侵入し、南側に出て国道1号東西に分かれる約束を守ってもらうことは、地元の方にとって交通安全の面からも大変意味のあることだと考えます。地元の方たちに心配かけない締結となっており、内容は特段問題ないと考えますので、丁寧に進めてください。

幸田委員・・・本施設は無くってはならないものです。悪臭、浸水被害について心配でしたが、臭いは出ないと説明がありました。しっかり守っていただけるように、市としても対応していただきたいと考えます。

平井委員・・・当日配布資料21ページにて、産業廃棄物処理施設審議会事例で施設の

能力と住居系用途地域との距離が「すべての事例は、住居系市街化区域から 1km 圏内」であり、「多くの事例では、住居系市街地から 300m から 400m 程度離れている」ことが確認できたとありますが、14 ページでは住宅地との距離が 236m となっています。住民はこうした事実を知っていますか。説明会で説明してあるのでしょうか。

産業廃棄物対策課・・・紛争予防条例で関係地域 300m と定めた件については、その 300m 以内に住居がないところで造りなさいというのではなく、300m を関係地域とし、関係地域に含まれる範囲の中の住民、事業者、農家、土地所有者等に施設ができることを丁寧に説明し協定を取りつけることがルールとなっています。このため、300m 圏内の住居の皆さまに対し説明会にて資料、情報の提供は間違いなくしております。

平井委員・・・当日配布資料 66 ページで、イオンモール浜松志都呂付近の交差点の箇所から北方向へ進む矢印がありますが、これは本施設を南に出てから回ってきて、東名高速道路の西インターに向かい、県外の最終処分場へ持っていくルートを示しているのでしょうか。

建築行政課・・・施設から南に搬出し、幹線道路を経由し西インターに向かうことを示した矢印です。広域での事業を計画されるようなので記載してあります。

湖東委員・・・この土地を活用しさらにバイオマス関係で事業を行っていただけることは、浜松の中間処理業者は大変な状況だと思いますが、住民にも協定書でご理解いただいております。地元の自治会等からの異論がなく前向きに協力体制をとっており、交通関係においてもできる限り配慮していると感じますので、南側への搬出についてチェック体制を行っていただければ、このままの計画で良いかと考えております。

杉木副会長・・・出入交通については、敷地を出た道路は中央分離帯が半分程までである状況で、右折での搬出は危険であり、その点が考慮された計画であると感じます。また、南側に抜けた後、住宅地を通ることがないように、環境保全協定の中で幹線道路を通るように示されており、この点についても問題ないと考えます。

周辺環境の問題となるのは、粉砕に関する騒音や臭いです。騒音は、本敷地と住宅地との間に新幹線あり、施設より新幹線の方が、騒音が出るでしょうし、ある程度の音も遮断と考えます。臭いは、今回対象となる敷地の建物の中にバイオマスの製造施設が入り、臭いを処理することは分かりましたが、申請敷地の対象となっていない 4 つのバイオガスの発酵槽の臭いは大丈夫でしょうか。風向きによっては住宅地に臭いが流れることがないか心配です。

藤井会長・・・この 4 つの発酵槽は既存施設ですか。新設ですか。

カーボンニュートラル推進事業本部・・・発酵槽は新設するものです。タンクの中で発酵後にガスを取り出し発電するものであり、完全な密閉式で臭気が漏れることがない構造となっています。

藤井会長・・・既存施設でないのであれば、発酵槽の設置場所が本申請の範囲外である理由は何ですか。

産業廃棄物対策課・・・建築基準法 51 条ただし書きの申請に該当する事業は廃棄物処理法に基づく 15 条設置許可になっています。発酵槽を用いた発電は発電事業であり廃棄物処理事業ではないため、本申請の範囲外となります。

藤井会長・・・市街化調整区域ですが、発電事業の施設を建築することは問題ないのでしょうか。

土地政策課・・・当審議会を経て、建築基準法第 51 条の許可された後、開発審査会にて発酵槽を含めた全体の計画を諮り、開発許可をする予定です。

杉木副会長・・・防災マップで浸水の危険性について示してありますが、津波に関する資料がないのはなぜでしょうか。当日配布資料 17 ページの洪水浸水想定区域のマップは津波、水害が重なった資料ということですか。

建築行政課・・・津波の想定の高さと河川の洪水の高さを比べ、今回は河川の洪水の高さの方が高いため、河川の想定の高さと建築物の敷地の高さを比較し、安全であるように約 2m 程度の盛土を予定しております。

杉木副会長・・・ある程度時間の余裕がある洪水と地震発生後、比較的短い時間で来る津波では同じ浸水でも意味が全然違います。それを、浸水マップを重ねて高い方だけ示すのは違うのではないかと感じます。浸水の高さが深くなくても津波は流れがものすごくありますので、そのあたりは分けて考える方が良いです。

建築行政課・・・次回から、他案件につきましても、津波の高さもご説明できるように図面を準備します。

藤井会長・・・他にご意見、ご質問はございますか。

《意見なし》

藤井会長・・・他に発言ないようですので、只今の「第 1 号議案 特殊建築物（廃棄物中間処理施設）の都市計画としての敷地の位置について（西区坪井町）」、審議会として承認するかどうかお諮りします。本案件について、都市計画としての敷地の位置に支障ないと、審議会として判断してよろしいでしょうか。

委員・・・「異議なし」という発言あり。

藤井会長・・・ありがとうございます。以上で本日本日予定されていた審議案件は終了です。進行を事務局にお返しします。

7 閉会

鈴木主幹・・・以上をもって、令和5年度第1回浜松市都市計画審議会を閉会します。  
ありがとうございました。